

議案第 33 号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市
市条例第 102 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童遊園を新たに設置するため、本条例の一部
を改める必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

北名古屋市九之坪両家児童遊園	北名古屋市九之坪石ノ戸15番地
----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。